

事務所の写真（1）

- ・鮮明に印刷されたカラー写真で必ず3ヶ月以内に撮影したものを添付してください。
- ・提出された写真で免許要件を満たすことが確認できない場合、追加撮影を求める場合があります。

本店

支店・営業所等

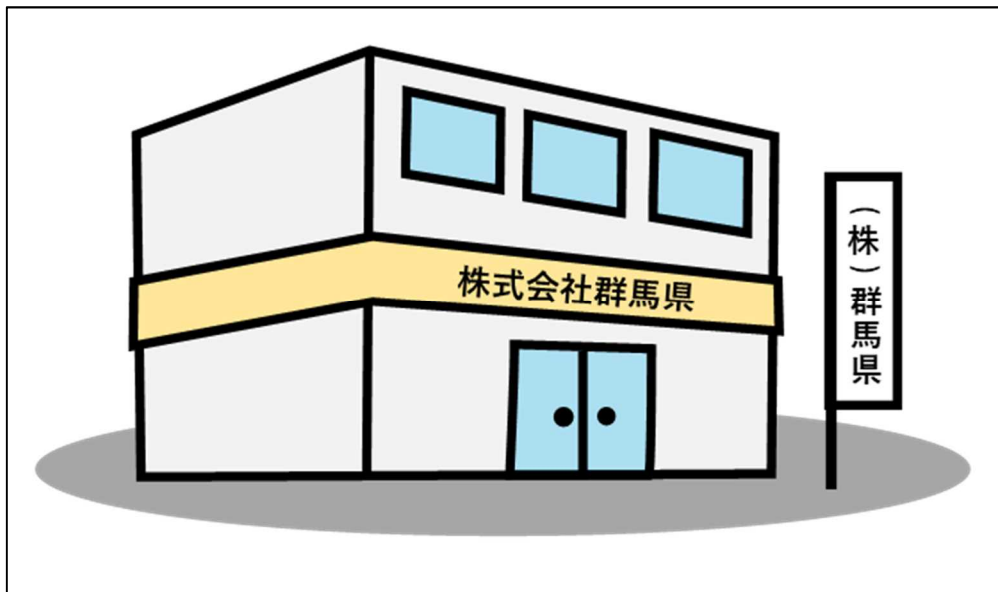
（事務所名：_____）

撮影日：令和 年 月 日

1 事務所建物の全景

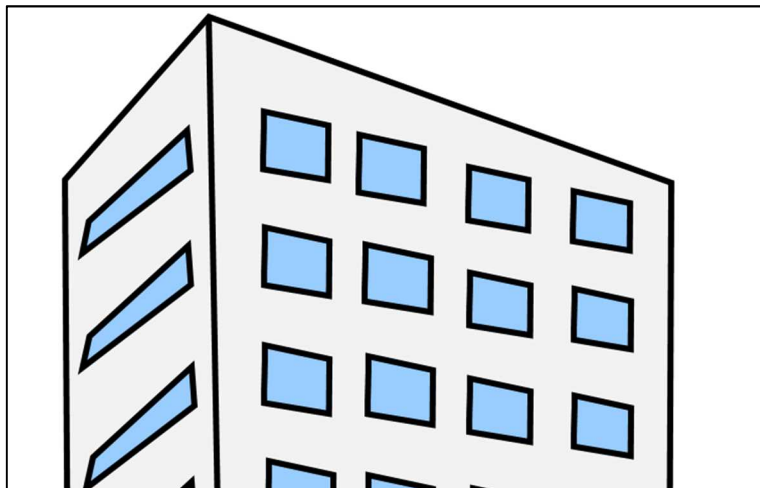
- ・事務所使用部分だけでなく、建物全体を撮影してください。
- ・上下端から左右端まで切れのないように撮影してください。
- ・1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて撮影してください。
- ・ビル等の一室を事務所としている場合、ビル等に掲示してある案内板も撮影してください。

【写真例1】

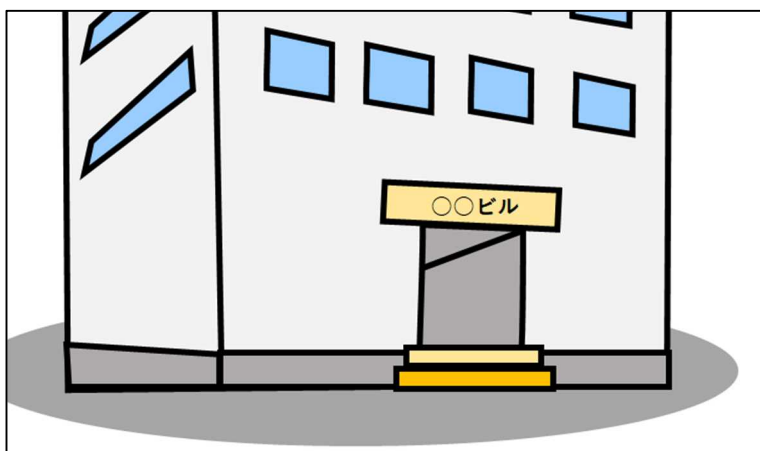


上下端から左右端まで切れのないように
建物全体を撮影してください。

【写真例 2】



1枚に収まらない場合は、
複数枚に分けて
撮影してください。



事務所がビル内等にある場合
又は自宅の一室を事務所とする
場合には、建物入口から事務
所までたどれるように、『通
路・階段・エレベーター等の写
真』を添付してください。



ビル等の一室を事務所としている場合、
ビル等に掲示してある案内板も
撮影してください。

事務所の写真（2）

本店

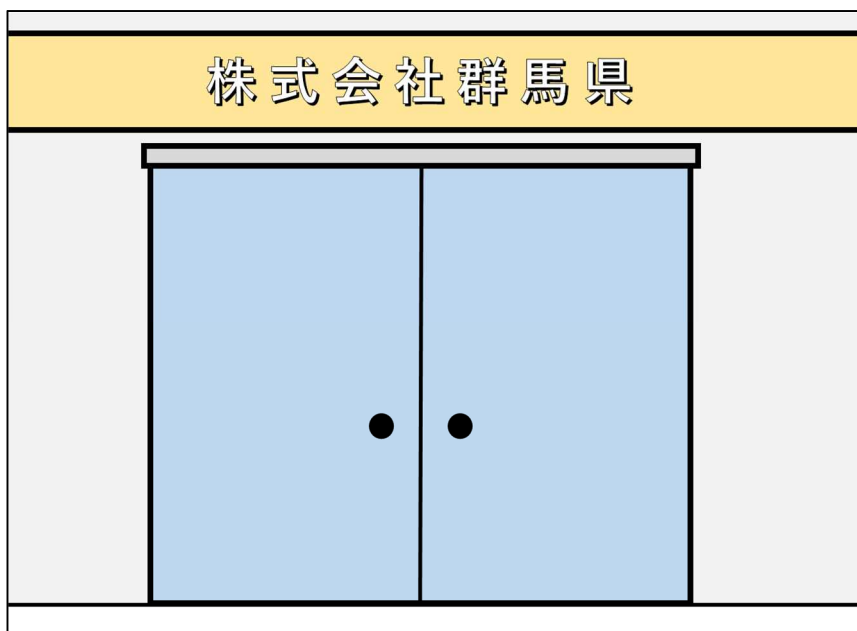
支店・営業所等

（事務所名：_____）

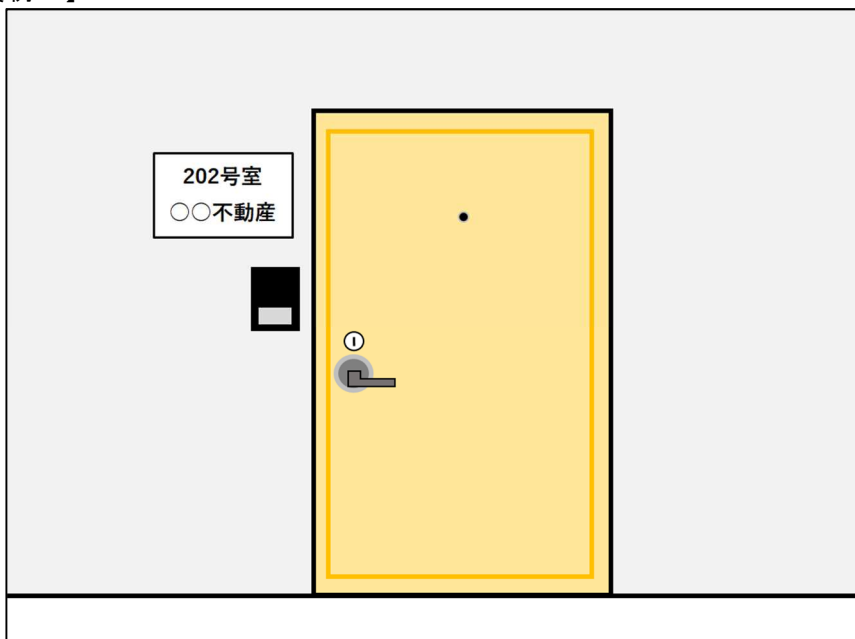
2 事務所の入口

- ・入口を正面から撮影してください。
- ・事務所の入口に商号又は名称を掲示し、商号が判読できるように撮影してください。
法人業者は、株式会社・有限会社等（株）・（有）等の略称可）を含めた商業登記簿に登録された商号を掲示してください。
- ・個人業者は、免許申請書第一面の「商号又は名称」に記入した名称を掲示してください。
- ・従たる事務所の場合、商号又は名称に加え、申請した事務所名の表示が必要です。

【写真例 1】



【写真例 2】



商号又は名称を掲示し、
判読できるように
撮影してください。

事務所の写真（3）

本店

支店・営業所等

（事務所名：_____）

3 事務所の内部

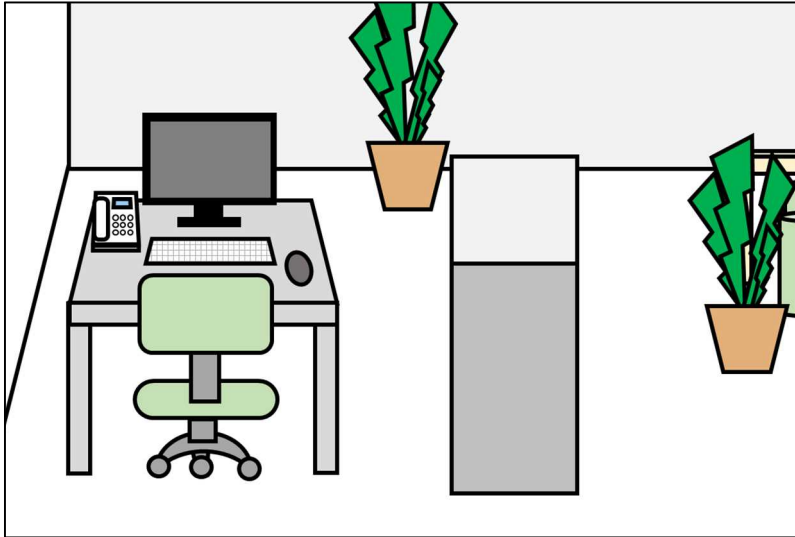
- ・事務所内の状況が確認できるように、さまざまな方向から撮影してください。
- ・カーテン、ブラインド等は開けた状態で撮影してください。
- ・パソコン等の事務機器を含めた『事務スペース』及び『接客スペース』が確認できるように撮影してください。

※固定電話が写った写真を必ず添付してください。

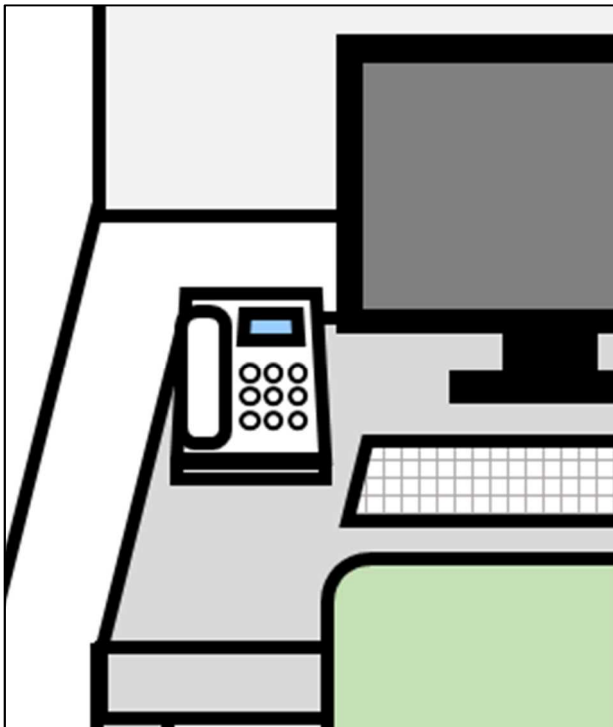
※事務所内の状況が確認できるように写真は多めに添付してください。

貼りきれない場合は、この台紙をコピーして使用してください。

【事務スペース】



写真の枚数に制限はありません。
さまざまな方向から撮影し、
複数枚添付してください。



複数枚のうちの1枚には、必ず
固定電話を写してください。

事務所の写真(3)

本店

支店・営業所等

(事務所名: _____)

3 事務所の内部

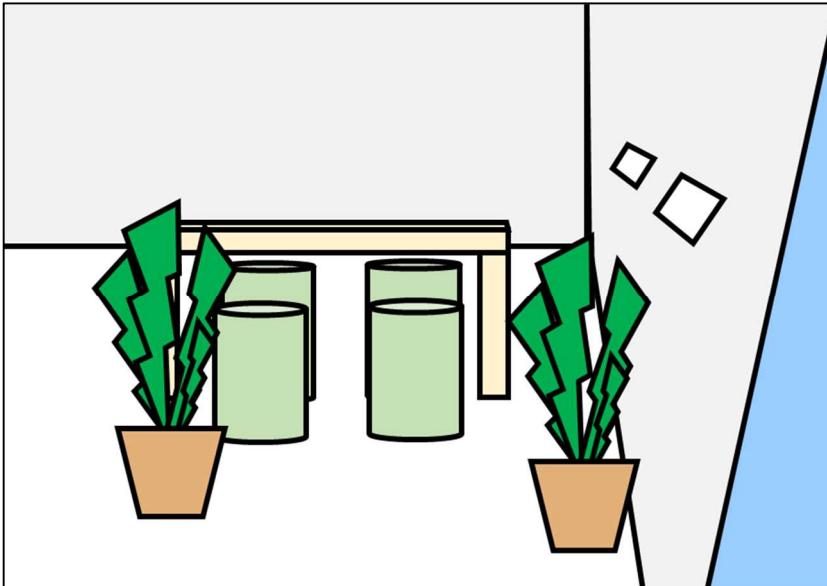
- ・事務所内の状況が確認できるように、さまざまな方向から撮影してください。
- ・カーテン、ブラインド等は開けた状態で撮影してください。
- ・パソコン等の事務機器を含めた『事務スペース』及び『接客スペース』が確認できるように撮影してください。

※固定電話が写った写真を必ず添付してください。

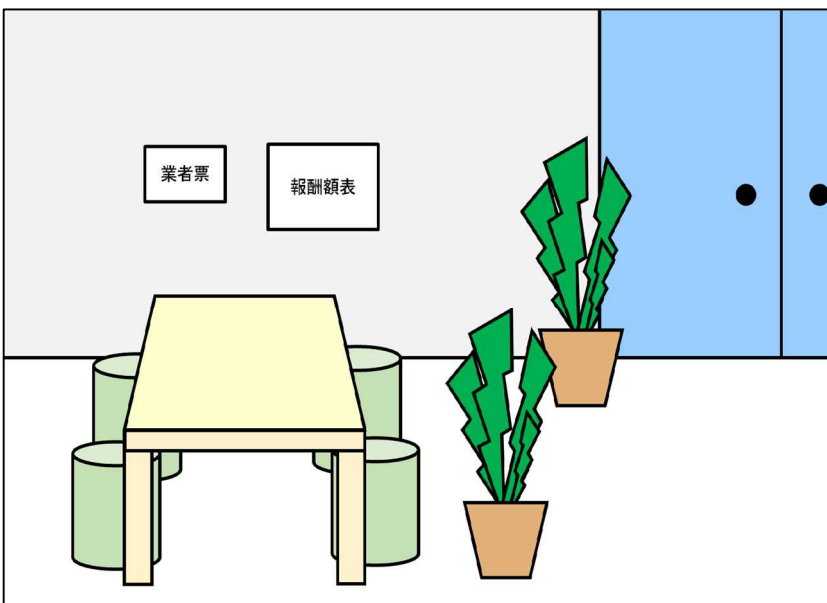
※事務所内の状況が確認できるように写真は多めに添付してください。

貼りきれない場合は、この台紙をコピーして使用してください。

【接客スペース】



写真の枚数に制限はありません。
さまざまな方向から撮影し、
複数枚添付してください。



事務所の写真（４）

本店

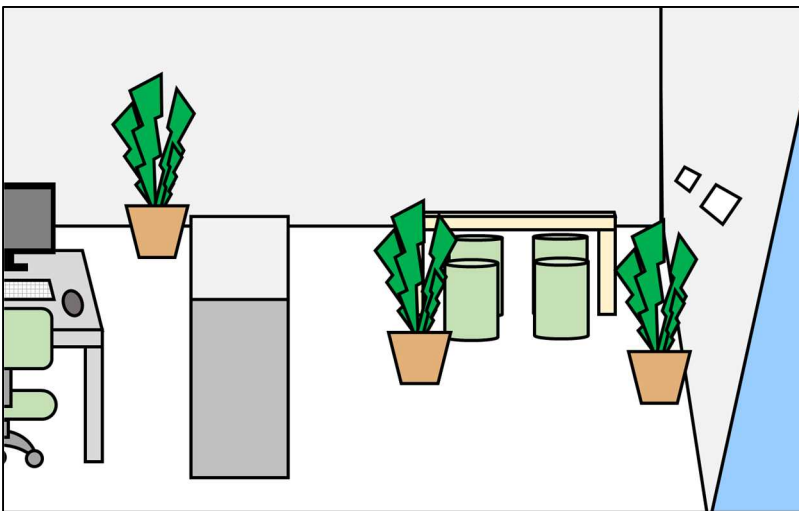
支店・営業所等

（事務所名：_____）

4 業者票・報酬額表（新規申請は添付不要です。）

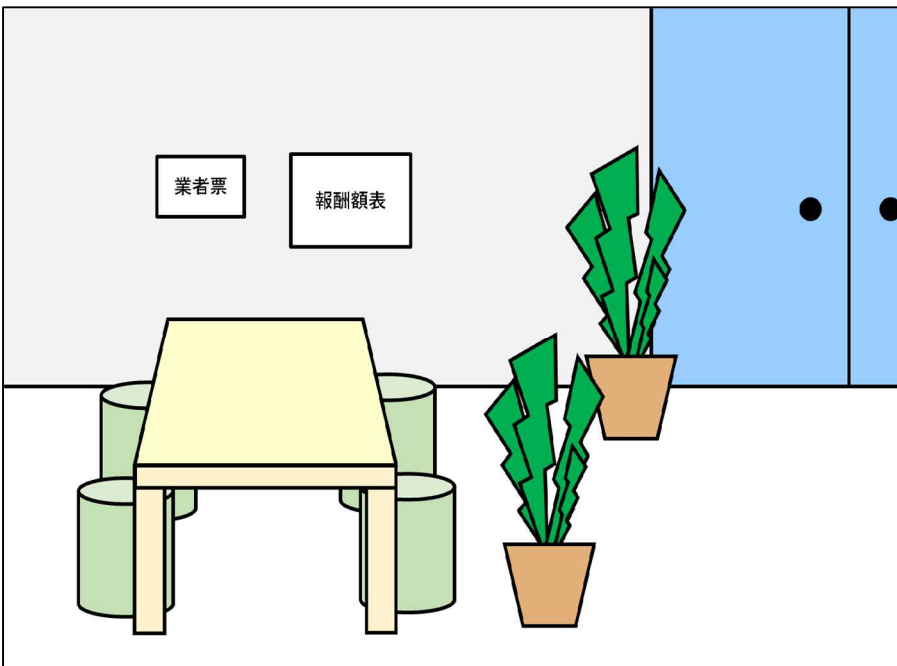
- ・『業者票』及び『報酬額表』のいずれも、遠目から撮影した写真と、近くから撮影した写真の2種類を添付してください。
- ・**遠目写真**：来客者にわかりやすい場所に掲示されているかを確認するための写真です。事務所の入口や接客スペース等に掲示されていることがわかるように、周りの風景も含めて撮影してください。
- ・**拡大写真**：業者票には正しい内容が記載されているか、報酬額表は改正後の最新書式を掲示しているかを確認するための写真です。いずれも、文字が読めるように近くで撮影してください。
※変更届に添付する写真の場合、業者票は変更後の情報に書き換えてから撮影してください。

【遠目写真】



【遠目写真】

『業者票』と『報酬額表』が来客者にわかりやすい場所に掲示してあるかを確認しますので、周りの風景も含めて撮影してください。



【遠目写真】

一方向からだけでなく、他の角度から撮った写真も添付してください。

事務所の写真(4)

本店

支店・営業所等

(事務所名: _____)

4 業者票・報酬額表 (新規申請は添付不要です。)

- ・『業者票』及び『報酬額表』のいずれも、遠目から撮影した写真と、近くから撮影した写真の2種類を添付してください。
 - ・**遠目写真**：来客者にわかりやすい場所に掲示されているかを確認するための写真です。事務所の入口や接客スペース等に掲示されていることがわかるように、周りの風景も含めて撮影してください。
 - ・**拡大写真**：業者票には正しい内容が記載されているか、報酬額表は改正後の最新書式を掲示しているかを確認するための写真です。いずれも、文字が読めるように近くで撮影してください。
- ※変更届に添付する写真の場合、業者票は変更後の情報に書き換えてから撮影してください。

【拡大写真(業者票)】

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 (5) 第 27243 号 群馬県 知事
免許有効期間	××年××月××日から ○○年○○月○○日まで
商号又は名称	株式会社群馬県
代表者氏名	群馬 太郎
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名	群馬 太郎
主たる事務所の所在地	群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話番号 027 (223) 1111

【業者票】

正しい内容が記載されているかを確認するため、文字が読めるように近くで撮影してください。

撮影の際は、「宅地建物取引業者免許証」とお間違えの無いよう、ご注意ください。

【更新申請の注意点】

- ・記載内容が5年前のままでないか(古い情報を記載したままにしているか)ご確認をお願いします。
- ・記載内容に誤りがある場合は、正しい内容(最新の内容)に換えた上で撮影してください。

＜よくある記載内容の誤り＞

- ① 前回更新後、免許証番号の括弧内の数字が書き換えられていない
- ② 前回更新後、免許有効期間が書き換えられていない
- ③ 専任の宅地建物取引士の変更が反映されていない(変更があった場合のみ)

【変更届の注意点】

- ・変更前の情報のままでないか御確認をお願いします。
- ・住所や電話番号等、変更後の情報に書き換えた上で撮影してください。

事務所の写真(4)

本店

支店・営業所等

(事務所名: _____)

4 業者票・報酬額表 (新規申請は添付不要です。)

- ・『業者票』及び『報酬額表』のいずれも、遠目から撮影した写真と、近くから撮影した写真の2種類を添付してください。
- ・**遠目写真**：来客者にわかりやすい場所に掲示されているかを確認するための写真です。事務所の入口や接客スペース等に掲示されていることがわかるように、周りの風景も含めて撮影してください。
- ・**拡大写真**：業者票には正しい内容が記載されているか、報酬額表は改正後の最新書式を掲示しているかを確認するための写真です。いずれも、文字が読めるように近くで撮影してください。
※変更届に添付する写真の場合、業者票は変更後の情報に書き換えてから撮影してください。

【拡大写真(報酬額表)】

二百万円以下の金額 二百万円を超え四百万円以下の金額 四百万円を超える金額	百分の五・五 百分の四・四 百分の三・三	第一 定義 この告示において、「消費税等相当額」とは消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する金額をいう。	第二 売買又は交換の媒介に関する報酬の額 宅地建物取引業者(課税事業者(消費税法第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者をい)、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)である場合に限る。第三から第五まで、第七から第十まで及び第十一①において同じ。)が宅地又は建物(建物の一部を含む。以下同じ。)の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額(当該媒介に係る消費税等相当額を含む。)は、依頼者の一方につき、それぞれ、当該売買に係る代金の額(当該売買に係る消費税等相当額を含まないものとする。)又は当該交換に係る宅地又は建物の価額の額(当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとする。)とし、当該交換に係る宅地又は建物の価額に差があるときは、これらの価額のうちのいずれか多い価額とする。)を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。	宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額
---	----------------------------	--	---	--------------------------------------

最終改正 令和六年六月二十一日国土交通省告示第九百四十九号

【報酬額表】
改正後の最新書式を掲示しているかを確認するため、
最終改正日が読めるように
近くで撮影してください。

【撮影の注意点】

- ・令和6年7月1日時点における最終改正年月日は『**令和6年6月21日**』です。
- ・改正前の報酬額表を掲示している場合は、最新の報酬額表を国土交通省ホームページ又は加入団体のホームページ等から最新の報酬額表をダウンロードし、差し替えた上で撮影してください。